

**令和8年度（2026年度）
「ラブくまプロジェクト」交流会等開催業務委託
企画提案募集要領**

<お問合せ及び応募書類提出先>

熊本県 企画振興部 地域振興・世界遺産推進局
地域振興課 移住定住推進班

担 当：矢野

住 所：〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18- 1

T E L：096-333-2155

E-mail：yano-k-dy@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県では、熊本ファン同士の交流を図り、本県への親近感や愛着を深めてもらう交流会と関係人口の関係性をより強めるための現地体験会を開催します。

そこで、本事業の委託先となる業者を選定するため、業務内容や実施方法等についての企画提案を募集します。

つきましては、下記の事項に留意し、応募手続きを行ってください。

1 目的

本県では、関係人口の拡大を図るため、首都圏等に在住する「熊本に縁のある人」をネットワーク化した「熊本コネクションプロジェクト」を拡大させ、「熊本のファン」を増加させる「ラブくまプロジェクト」を令和4年度から始動した。

令和4年度から令和7年度にかけて、公式キャラクターの発表、交流会、現地体験、ホームページやSNS等での本県の魅力発信、LINE スタンプ配信、グッズ制作・配布を行い、「熊本のファン」づくりを行った。

本年度も引き続き、長期的に本県と関わりを持ち続ける強固な熊本のファンを獲得することを目的に、ファン同士の交流を図り、本県への親近感や愛着を深めてもらうイベントを実施するとともに、関係人口のステップアップとして本県への来訪促進に取り組む。

2 委託業務名

令和8年度（2026年度）「ラブくまプロジェクト」交流会等開催業務委託

3 用語の定義

(1) 公式 HP

ラブくまプロジェクト公式ホームページ (<https://lovekumapj.jp>)

(2) 公式キャラクター

令和4年度（2022年度）事業で考案され、令和5年度（2023年度）事業において名称を決定した「熊馬（ゆうま）くん」（別添参照）

4 業務委託内容

本業務の委託内容は、以下（1）及び（2）の業務とする。（1）業務の提案にあたっては、開催日や開催回数、会場、開催内容、テーマ並びに招聘するゲスト及び司会者等について具体的に提案すること。

また、（2）業務の提案にあたっては、開催日や開催回数、テーマ、体験内容等について、具体的に提案すること。

(1) 交流会の開催

① 関係人口拡大交流会の開催

- ・テーマに沿ったゲスト及び司会者を招聘し、テーマに興味のある参加者を対象としたトークイベント等を以下で開催すること。

○福岡会場

- ・参加者規模：70名以上/回
- ・3回以上実施すること。

※参加者規模を70名以下/回とすることも差し支えないが、合計で210名以上の参加を目標とすること。

② 交流会の内容

ゲストによるトークイベント等を交え、参加者が楽しむことができる内容とし、設定するテーマや実施内容の詳細等について提案すること。

ア テーマ

- ・熊本と関連付けたテーマ「熊本 × ^{かける}○○」を設定し、熊本への親近感や愛着を増すことに繋がる内容を提案すること。また、交流会参加者について、交流人口（直接来熊を促すもの、(2)現地体験会への参加を促すもの）の創出が見込めるような企画を提案すること。
- ・なお、業務実施にあたり、委託者との協議の上で提案されたテーマを変更する場合がある。
- ・会場は、実施内容を鑑み、アクセスの良いイベントスペースやホテル、飲食店、大型書店、会議室、大学キャンパス等を選定すること。

イ ゲスト及び司会者等の招聘

- ・ゲストや司会者等は、熊本県出身者や在住者、家族（親戚）が熊本出身の方、頻繁に熊本へ訪れている方など、熊本県との関係性を有する者が望ましいが、直接的な関係性がなくとも、交流会の内容に応じて本県の魅力を発信できる者であれば差し支えない。
- ・交流会においては、ゲストがテーマに沿ったトークイベント等を行う場を設けること。

(参考：テーマと実施内容の例)

- 「熊本×漫画」をテーマに設定し、県出身の漫画家や大学の研究者等のゲストを迎え、制作秘話や漫画世界の考察を語る。併せて県内の「聖地」や、漫画の中に登場する「熊本のモノ」を紹介する。
- 「熊本×国宝」をテーマに、取り上げる国宝(出土品、近代建築など)に造詣の深い専門家を招き、知られざる熊本の歴史を掘り起こし、マニアックな歴史探訪の機会をつくる。
- 「熊本×お城」をテーマに、歴史研究家やお城好きを公言する著名人などをゲストに招き、熊本城を含めた県内のお城を紹介し、それぞれの魅力を熱く語り合うトークイベントを開催する。
- 「熊本×釣り」をテーマに、雑誌編集者やTV番組のMC、釣り具メーカーの関係者を招へいし、専門家や釣り好きから見た熊本の海釣りや川釣りの魅力を伝える。
- 「熊本×キャンプ」をテーマに、キャンプ好きを公言する著名人などをゲストに招き、熊本のキャンプ場等の魅力を伝える。

※上記の例にとらわれることなく、様々な切り口で熊本県をとらえ、熊本のファンの拡大及び関係人口の増加が期待できる斬新な企画を提案いただきたい。

※開催する交流会のうち1回以上は大学生年代(10代後半~20代前半)の参加が多く見込まれるテーマ設定や会場選定、運営手法等を提案すること。

ウ 公式キャラクター等の活用

- ・公式キャラクターやくまモンを活用した広報・周知を行うこと。

エ ラブくまプロジェクトの取組みの周知

- ・公式HP等の情報発信について、交流会時に周知を行うこと。
- ・交流会終了後、公式HP用のレポートを1週間以内に提出すること。

オ 参加費の徴取

- ・飲食を伴う場合の参加者の飲食代は、実費相当額を徴取すること。

カ 既存イベント等との連携

- ・設定したテーマと親和性の高い既存イベント等がある場合、必要に応じて連携した取組みとすることも差し支えない。(相互の広報や会場利用など)

③ 開催日時・会場の設定及び会場運営

ア 開催日時及び会場の設定

- ・交流会の開催に向けて、想定する参加者が確保できる開催日時及び会場を設定すること。

なお、開催日時及び会場は、契約後に県と協議の上で確定すること。

イ 会場との調整及び運営

- ・会場の利用調整及び会場展開図の作成、会場オペレーションの考案、機材及び備品並びにスタッフの手配、会場の設営、案内表示等サイン類の企画・制作、音響・照明の演出関係、通信環境の整備、その他運営に関する一切の業務を実施すること。

④ プロモーションの実施及び参加者の募集方法

ア 交流会の広報及び集客に向けたプロモーションの実施

- ・各交流会のテーマに沿った効果的な広報について、具体的な提案を行うこと。
また、交流会の事前告知は公式 HP を活用する他、効果的な広報媒体を活用して広く周知すること。

イ 参加者の募集方法等

- ・公式 HP 等を活用して参加者の募集や受付を行うこと。
- ・実施にあたっては、公式 HP 等の運用保守事業者と綿密に連携すること。
- ・参加者の募集や受付の方法についても、具体的な提案を行うこと。

(2) 現地体験会の開催

① 来訪機会の創出

- ・熊本と関連付けたテーマ「熊本 × ^{かける}〇〇」を設定し、県外から来訪した人と現地の人とが交流する現地体験会を開催すること。
- ・熊本への興味関心がさらに深まり、本県と継続的な関わりを持つことを目指した内容とすること。
- ・交流会参加者を現地体験会にも参加を促すための具体的な提案を行うこと。
なお、業務実施にあたり、委託者との協議の上で提案されたテーマから変更する場合がある。

(例)

- 「熊本×野菜」をテーマに設定し、野菜の収穫体験を通して交流する。肥料づくりや定植など、収穫以外の体験を行い、収穫時期の訪問を誘導する。
- 「熊本×草原」をテーマに設定し、野焼き体験を通して交流する。野焼きの重要性や地下水保全の取組みをあわせて学習する。
- 「熊本×湿地」をテーマに、ラムサール条約登録湿地である荒尾干潟で、野鳥観察と専門家による講演会で豊かな自然環境を学ぶ。
- 「熊本×歴史」をテーマに、県内にある国宝を、現地の専門家の解説つきで見学し、国宝やその地域にまつわる手作りワークショップを開催。
- 「熊本×聖地巡礼」をテーマに、漫画やアニメ、映画や小説に登場する県内の聖地を訪ね、聖地にまつわる歴史等を学ぶ。作品に登場する「熊本のモノ」の製造現場等を訪ね、製造者から話を聞く。作品に登場する料理を作る料理教室を開催する。
- 「熊本×果物」をテーマに、ジャム作りなどの料理体験を行う。あわせて果樹畑の管理や収穫など、農作業体験も行う。
- 「熊本×登山」をテーマに、県内にある登山コースから初心者向けのコースを選出し体験を行う。

※上記の例にとらわれることなく、地域の魅力を存分に味わえたり、体験を通じた充実感が得られる企画を提案いただきたい。

- ・現地体験会のテーマは、3テーマ以上を設定することし、(1)のテーマと親和性の高いものとするとともに、交流会の参加者を現地体験会にも誘導すること。
- ・開催地域は、県北（菊池、荒尾・玉名、鹿本地域）・阿蘇・県央（熊本市、上益城、宇城地域）・県南（八代、芦北、人吉・球磨地域）・天草の計5地域の内3地域で3回以上実施し、各回は10名以上、合計では40名以上の参加者数を目標とすること。
- ・原則、参加者は現地集合・現地解散とすること。

② 会場との調整及び運営

- ・会場の調整、会場オペレーションの考案、機材及び備品並びにスタッフの手配、会場の設営、案内表示等サイン類の企画・制作、その他運営に関する一切の業務を実施すること。

③ 現地体験会の集客に向けたプロモーションの実施

ア 広報及び集客に向けたプロモーションの実施

- ・現地体験会のテーマに沿った効果的な広報について、具体的な提案を行うこと。また、現地体験会の事前告知は公式 HP 及び公式 LINE、その他効果的な広報媒体を活用して広く周知するとともに、交流会の参加者に向けたアプローチを実施すること。

イ 参加者の募集方法等

- ・公式 HP 等を活用して参加者の募集や受付を行うこと。
- ・実施にあたっては、公式 HP 等の運用保守事業者と綿密に連携すること。
- ・参加者の募集や受付の方法についても、具体的な提案を行うこと。

5 業務委託期間

委託契約日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

6 スケジュール（予定）

令和8年（2026年）2月24日（火）	募集開始
令和8年（2026年）3月5日（木）	質問票提出期限
令和8年（2026年）3月12日（木）	エントリーシート提出期限
令和8年（2026年）3月19日（木）	企画提案書提出期限
令和8年（2026年）3月26日（木）	審査会実施（プレゼンテーション審査）
令和8年（2026年）3月下旬～	委託先決定
令和8年（2026年）4月1日以降	契約・事業開始（※1）
令和9年（2027年）3月19日（金）	業務完了報告書提出期限

（※1）本事業は、地域未来交付金（令和8年度当初予算分）を活用しているため、交付決定後の契約・事業開始となります。当初予算が成立しなかった場合は、本業務を中止することがあります。なお、中止となった場合、提案書の作成・提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償いたしませんので予めご了承ください。

7 企画コンペ参加資格

本企画コンペに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者としします。

- （1）民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外

- の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をされた者。
 - ③ 県から指名停止の処分を受けている者。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制化にないこと。

8 応募手続きについて

本企画コンペに参加希望する者は、(1)の提出期限までにエントリーシート等を提出した上で、(2)の提出期限までに企画提案書等を提出すること。

(1) エントリーシート等提出期限

令和8年(2026年)3月12日(木) 午後3時 必着

※ 消印有効ではないので注意すること

<提出書類>

- ①企画コンペ エントリーシート
- ②誓約書(様式2) … 1部
- ③定款の写し … 1部
- ④履歴事項全部証明書 … 1部
- ⑤直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 … 1部
- ⑥納税証明書(消費税及び地方消費税の未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明) … 1部
- ⑦提出者の概要(会社概要等)がわかる資料 … 1部

※熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、③～⑥までを省略することができるが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

<提出方法>

持参、メール又は郵送

(メール又は郵送の場合は必ず事前に電話にて連絡すること)

(2) 企画提案書等提出期限

令和8年(2026年)3月19日(木) 午後3時 必着

※ 消印有効ではないので注意すること

<提出書類>

①企画提案書(様式1) ……正1部、副4部

②事業者の取り組みに関する申出書(様式3) 及び添付書類 …… 1部

※上記書類の提出を受け、別に定める審査委員による審査を行い、委託候補者を選定する。

<提出方法>

持参、メール又は郵送

(メール又は郵送の場合は必ず事前に電話にて連絡すること)

(3) 質問について

- ・質問がある場合は、別添質問票により、令和8年(2026年)3月5日(木)午後3時までに、電子メールにて提出すること。
- ・回答については個別に行うが、公表しないと審査の公平性が保てないと判断されるものについては、熊本県ホームページにて公表する。

(4) 応募にかかる注意事項

- ・企画提案書(様式1)は、A4版(縦横問わず)又はA3版(横のみ)で記載すること。また、必要に応じて、詳細資料に絵、図を用いて分かりやすい記載に留意いただきたい。
- ・応募に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出された書類は、本業務受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複写することがある(県庁内及び審査会での使用に限る)。
- ・提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、対象文書として原則、開示する。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営

上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第7条第3号アの規定により非開示とする。その場合、開示・非開示の判断は、同条例に基づき県が客観的に判断を行う。

- ・ 企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。
- ・ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- ・ この応募に参加した者が、業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることになった場合は、審査対象としない、又は契約の締結を行わないことがある。

9 委託先の選定等について

(1) 審査方法

- ・ 地域振興課内に審査会を設置する。
- ・ 提出された企画提案書等について、書類審査を行う。企画提案書等提出事業者が6者以上の場合は、書類審査で5者程度に絞り込む場合がある。
- ・ 書類審査の結果に基づき、審査会を実施する。審査会では、企画提案者から提案内容等についてプレゼンテーションを行うものとする。
- ・ プレゼンテーションの実施日は、令和8年（2026年）3月17日（火）を予定。時間、場所等詳細については、後日連絡する。
また、企画提案書提出期限以降、追加資料の提出は認めない。
- ・ 参加事業者が1者の場合は、全ての審査員が合計評点を60点以上と評価した場合に、当該参加者を契約相手先候補者とする。

(2) 選定基準

審査会では、次の選定基準に基づき審査し、委託候補者と次点者を決定する。

選定要素	評価の視点	配点
(1) 目的	提案の内容は、事業の目的を十分に理解したものとなっているか。(内容や時期、広報の仕方、事業全体のまとめなど)	15
(2) 実績	現在や過去において、同種の業務を請け負った実績があるか。	10
(3) 実現性	事業の遂行に必要な組織力、人員、技術を有しているか。	5
	経費の積算は適当か。	5
	実現可能なスケジュールか。	5
(4) 効果	テーマや実施内容は、創意工夫があり、効果的な内容となっているか。	15
	招聘するゲストや司会者はテーマに沿った人物か。	10
	参加希望者が参加しやすい日時や会場が設定されているか。	10
	熊本県への来訪につながる工夫がされているか。	10
	目標とする参加者数を確保するための効果的な方法が提案されているか。	10
(5) 事業者の取組	熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。	5
	障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)がある。	
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21の認証、RE100の参加、再エネ100宣言 RE Actionの参加、又は森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)がある。	
	熊本県SDGs登録制度に登録している。	
	パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。	

合計評価点 100点

※「事業者の取組」に係る評価の基準日は、公告日(令和8年2月13日)とする。

(3) 結果通知

選考結果は、応募者全員にメールで通知する。

(4) 契約方法

委託候補者と県は、企画提案の内容を基に、業務の履行に必要な具体的な協議・調整を行い、協議等が整ったときには委託契約の仕様書を作成の上、契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と協議等を行うこととする。

(5) 契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めることとする。

契約保証金の納入に関しては、県から納入通知書を発行するので、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

(6) 委託料の支払い

精算払いとする。

10 予算額

(1) 予算額

委託契約に係る予算額は、12,367,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意されたい。

(2) 対象経費

委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料等）及び一般管理費とします（別紙 委託対象経費参照）。ただし、参加者の旅費、体験費、景品代、飲食費及び宿泊代等の実費相当額は委託費に含めないものとする。

備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めません。機材等

の場合、事業期間内のリース料は認める。

なお、委託事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

11 留意事項

- ・本業務の実施に必要な会場使用料や運営費、関係者との連絡調整、参加者の募集及び申込みの受付、事前の広報活動や事業の効果検証、資料作成など本業務の遂行に必要な経費を委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- ・受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- ・個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- ・原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。但し、県と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- ・業務の実施にあたっては、県及びその他関係機関と綿密な連携を図ることとし、疑義等が発生した場合は、県と協議の上解決すること。
- ・本業務の制作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）及び使用权は、全て熊本県に帰属する。
- ・本業務の実施については、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

(別添)

「ラブくまプロジェクト」公式キャラクター「熊馬 (ゆうま) くん」



©2023 熊本県ラブくま